

海老名市地域防災計画

地震災害対策計画
風水害等災害対策計画

令和3年3月
海老名市防災会議

目次

【海老名市地域防災計画】

序章 海老名市地域防災計画の考え方	1
用語の表記等	2

【地震災害対策計画】

第1章 地震災害対策の計画的な推進	
第1節 地震災害対策計画の目的及び構成	6
第2節 市域の概要	8
第3節 地震被害の想定	11
第4節 地震災害対策計画の推進主体とその役割	25
第2章 都市の安全性の向上	
第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進	32
第2節 防災空間の確保	33
第3節 道路、橋りょう及び鉄道の安全対策	34
第4節 津波対策	35
第5節 崖崩れ対策等の推進	36
第6節 ライフラインの安全対策	37
第7節 液状化対策	38
第8節 危険物等施設の安全対策	39
第9節 建築物等の安全確保対策	40
第3章 地震災害時応急活動事前対策の充実	
第1節 地震災害時情報の収集・提供体制の拡充	42
第2節 市災害対策本部等組織体制の拡充	45
第3節 救助・救急及び消火活動体制の充実	47
第4節 警備・救助対策	49
第5節 避難対策	50
第6節 帰宅困難者対策	55
第7節 要配慮者に対する対策	57
第8節 飲料水・食料、生活必需物資等の供給対策	61
第9節 医療・救護・防疫対策	64
第10節 文教対策	66
第11節 緊急交通輸送道路及び緊急交通路等の確保対策	68
第12節 建築物等対策（危険度判定及び応急修理）	70
第13節 ライフラインの応急復旧対策	71
第14節 災害廃棄物等の処理対策	73
第15節 広域応援体制等の拡充	74
第16節 自主防災活動の拡充強化	75
第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化	78
第18節 防災知識の普及	80
第19節 防災訓練の実施	83
第20節 災害救助実施体制の充実	85

第4章	地震災害時の応急活動対策	
第1節	地震災害時情報の収集・伝達及び市災害対策本部等の設置	86
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	98
第3節	避難対策	101
第4節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	109
第5節	飲料水・食料、生活必需物資等の調達・供給活動	112
第6節	文教対策	115
第7節	緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動	118
第8節	警備体制、災害応急対策等	124
第9節	ライフラインの応急復旧活動	126
第10節	災害廃棄物等の処理対策	129
第11節	被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動	130
第12節	広域的応援体制	135
第13節	災害救援ボランティアの支援活動	139
第14節	災害救助法関係	141
第15節	二次災害の防止活動	144
第5章	復旧・復興対策	
第1節	復興体制の整備	145
第2節	復興対策の実施	146
第6章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
第1節	基本方針	157
第2節	防災対応	159

【風水害等災害対策計画】

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

第1章 風水害等災害対策計画の目的及び性格

風水害等災害対策計画の構成及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164

第2章 市域の概要

第1節 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166

第2節 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166

第3章 風水害等災害対策計画の推進主体とその役割

第1節 市、県及び防災関係機関の実施責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169

第2節 市民等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169

第3節 市、県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・ 170

第2編 風水害対策編

序章 神奈川県水防戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177

第1章 風水害に強いまちづくり

第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178

第2節 治水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179

第3節 河川改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180

第4節 下水道整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

第5節 水害予防施設の維持補修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

第6節 土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

第7節 地盤沈下の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183

第8節 建築物の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183

第9節 ライフラインの安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183

第2章 風水害時応急活動事前対策の充実

第1節 風水害時情報の収集・提供体制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185

第2節 市災害対策本部等組織体制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187

第3節 救助・救急及び消火活動体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189

第4節 警備・救助対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190

第5節 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

第6節 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

第7節 要配慮者に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201

第8節 飲料水・食料、生活必需物資等の供給対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204

第9節 医療・救護・防疫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206

第10節 文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208

第11節 緊急輸送道路及び緊急交通路等の確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209

第12節 ライフラインの応急復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

第13節 災害廃棄物等の処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212

第14節 広域応援体制等の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213

第15節 自主防災活動の拡充強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214

第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216

第17節 防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217

第18節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219

第19節 災害救助実施体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221

第3章	風水害時の応急活動対策	
第1節	風水害発生直前の対策	222
第2節	風水害時情報の収集・伝達及び市災害対策本部等の設置	228
第3節	水防対策	238
第4節	風水害の拡大防止及び二次災害の防止活動	240
第5節	救助・救急、消火及び医療救護活動	240
第6節	避難対策	243
第7節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	251
第8節	飲料水・食料、生活必需物資等の調達・供給活動	254
第9節	文教対策	257
第10節	緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動	260
第11節	警備対策、災害応急対策等	266
第12節	ライフラインの応急復旧活動	267
第13節	災害廃棄物等の処理対策	270
第14節	被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動	271
第15節	広域的応援体制	275
第16節	災害救援ボランティアの支援活動	279
第17節	災害救助法関係	280
第4章	復旧・復興対策	
第1節	復興体制の整備	283
第2節	復興対策の実施	284
第3編	火山災害対策編	
第1章	火山災害予防	
第1節	火山情報の伝達体制等	295
第2節	火山災害応急対策への備え	299
第2章	火山災害時の応急活動計画	
第1節	火山災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	301
第2節	活動体制の確立	306
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	306
第4節	避難対策	307
第5節	被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動	310
第4編	航空災害対策編	
第1章	航空災害応急対策への備え	312
第2章	航空災害時の応急活動計画	
第1節	航空災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	313
第2節	活動体制の確立	318
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	318
第4節	航空災害広報の実施	318
第5編	鉄道災害対策編	
第1章	鉄道災害応急対策への備え	319
第2章	鉄道災害時の応急活動計画	
第1節	鉄道災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	320
第2節	活動体制の確立	325

第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	325
第4節	鉄道災害広報の実施	325
第6編	道路災害対策編	
第1章	道路災害応急対策への備え	326
第2章	道路災害時の応急活動計画	
第1節	道路災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	327
第2節	活動体制の確立	332
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	332
第4節	道路災害広報の実施	332
第7編	放射性物質災害対策編	
第1章	放射性物質災害予防	
第1節	安全確保	333
第2節	放射性物質災害応急対策への備え	335
第2章	放射性物質災害時の応急活動計画	
第1節	放射性物質災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	335
第2節	活動体制の確立	347
第3節	放射性物質災害時の市民等への指示広報	340
第8編	その他災害対策編	
第1章	その他災害応急対策への備え	342
第2章	その他災害時の応急活動計画	
第1節	その他災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置	343
第2節	活動体制の確立	348
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	348
第4節	その他災害広報の実施	348

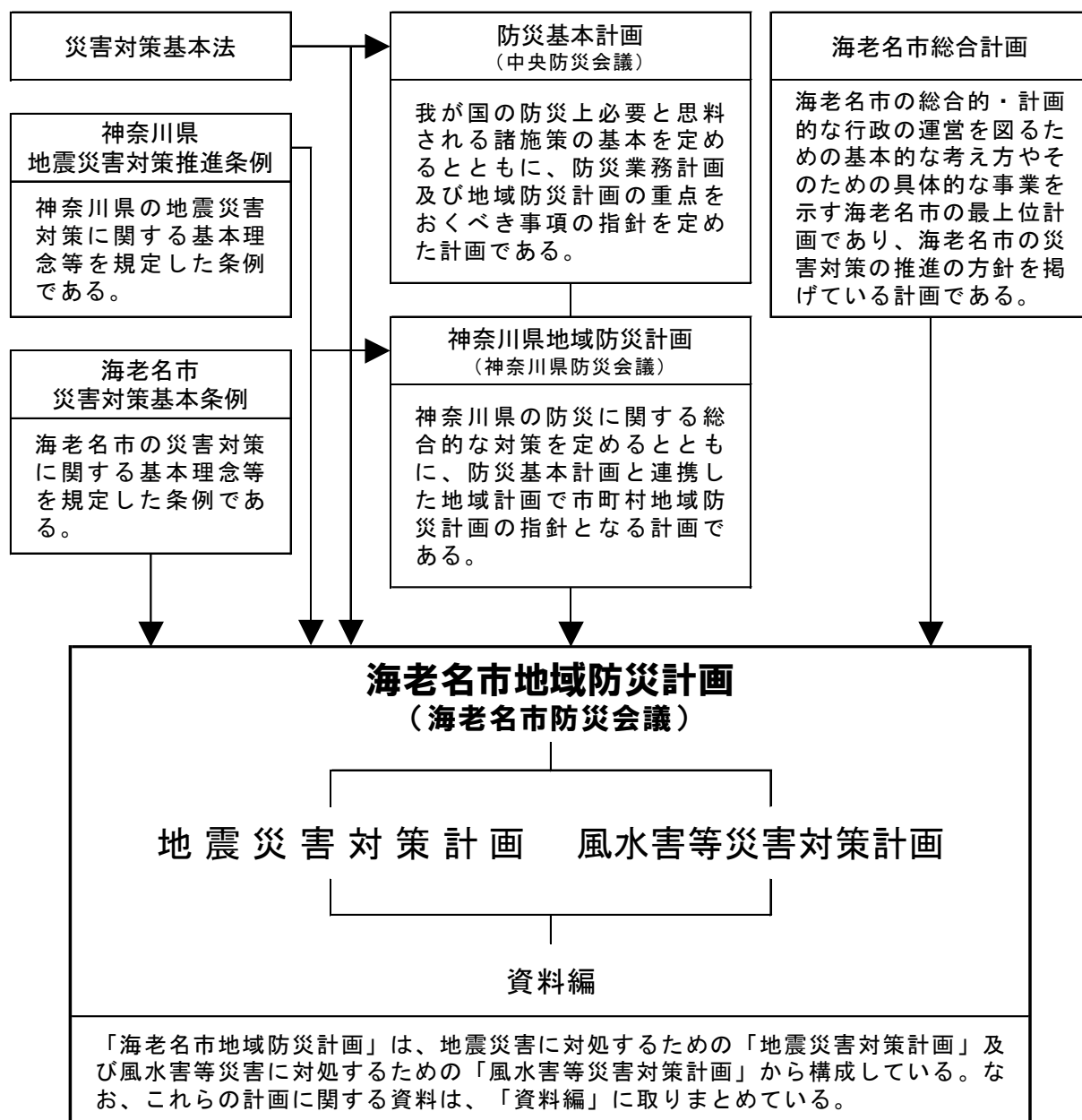
海老名市地域防災計画

序章 海老名市地域防災計画の考え方

序章 海老名市地域防災計画の考え方

「海老名市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、海老名市防災会議が、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、応急活動事前対策、応急活動対策、復旧・復興に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民、事業所等が果たすべき責務、役割等を内閣府中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、海老名市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画である。

本計画は、災害に対し迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、同条の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、神奈川県及び防災関係機関等と協議・調整の上、修正する。この場合において、本計画は、「防災基本計画」、指定行政機関等が作成する「防災業務計画」及び神奈川県防災会議が作成する「神奈川県地域防災計画」並びに「海老名市総合計画」と整合性を図って構成し、抵触があってはならない。また、神奈川県地震災害対策推進条例（平成25年条例第1号）及び海老名市災害対策基本条例（平成26年条例第26号）に規定されるそれぞれの基本理念等を踏まえたものとする。



用語の表記等

この計画において、使用している用語等は、次のとおりとする。

1 用語の表記

計画の中での略	名称又は意味
市	海老名市
県	神奈川県
市長	海老名市長
県知事	神奈川県知事
市〇〇〇	海老名市〇〇〇
県〇〇〇	神奈川県〇〇〇
市民	市内に在住、在勤、在学その他市内に居合わせた者
防災関係機関	地震災害対策計画第1章第4節「4 市、県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」及び風水害等災害対策計画第1編第3章「第3節 市、県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に網羅されている指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに自衛隊をいう。
関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいう。
要配慮者	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定される災害時に特に配慮が必要な者（一般的に高齢者・障がい者・外国人 ^{※1} ・乳幼児・妊婦等）をいう。
要配慮者利用施設	要配慮者の利用する施設で、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。
避難行動要支援者	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定される市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
避難所予定施設等	避難所予定施設、補完避難所予定施設、福祉避難所予定施設及び（又は）一時滞在所予定施設をいう。
避難所等	避難所、補完避難所、福祉避難所及び（又は）一時滞在所をいう。
避難勧告等	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び（又は）避難指示（緊急）の避難情報をいう。
本庁舎	市の事務に供する建物のうち、海老名市勝瀬175番地の1に所在する建物をいう。
消防庁舎	市の事務に供する建物のうち、海老名市大谷816番地に所在する建物をいう。

備考 条例、要綱、計画等の名称にあつては、市〇〇〇又は県〇〇〇と略さない。

※1 外国人とは、単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れた者等のこと。

2 用語の意味

用語	意味
防災情報システム（防災カメラ）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な初動期の体制を確立するために設置された2台の高感度カメラ（株式会社リコーテクノロジーセンターの屋上に設置）をいう。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報が人工衛星を用いて市に送信されてくるもので、これを防災行政無線局同報系無線設備と接続することで、人手を介さずに国からの緊急情報をサイレン及び音声放送で瞬時に市民に伝達することができるシステムをいう。
災害情報共有システム（Lアラート）	市が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイト等を通じて市民に迅速に伝達されるシステムをいう。
図上訓練	現場での実動訓練を行わず、実際の災害に近い状況（被害想定及び訓練シナリオ）を作り、地図等を用いてロールプレイング方式（役割演技法）で行う訓練をいう。訓練者は、与えられた役割を通じて被害状況を解決していくことで、応急対策業務の判断調整能力等を高めることができる。
応急危険度判定	地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することをいう。その判定結果は、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等に対しその建築物の危険性について情報提供し、二次的災害を防止することを目的として建築物の見やすい場所に表示される。
被災宅地危険度判定	災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に建物周りの宅地の地盤、擁壁及び斜面の被害状況からその危険性を判定することをいう。その判定の結果は、当該宅地の使用者・居住者はもとより、宅地の付近を通行する歩行者等に対しその宅地の危険性について情報提供し、二次的災害を軽減・防止することを目的として見やすい場所に表示される。
DMAT	災害の急性期（おおむね災害発生後48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的なトレーニングを受けた医療チームのことをいう。「Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）」を略してDMAT（ディーマット）と呼んでいる。
DPAT	災害の急性期（おおむね災害発生後48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的なトレーニングを受けた精神医療チームのことをいう。「Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム）」を略してDPAT（ディーパット）と呼んでいる。
EMIS	被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶ広域災害・救急医療情報システムのことをいう。「Emergency Medical Information System」を略してEMIS（イームイス）と呼んでいる。

トリアージ	災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷（症）度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。
後方医療機関	災害拠点病院その他病院で、災害発生後においても傷病者の受け入れを行う医療機関をいう。
災害拠点病院	後方医療機関として地域の医療機関を支援する機能を有し、重傷（症）・重体な傷病者を受け入れるなど災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院をいう。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したものをいう。
一時避難場所	地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民が一時的に危険から身を保護し、又は市民が一団となって広域避難場所若しくは避難所等に避難する場合に集合する場所をいう。
広域避難場所	火災が発生し、更に延焼拡大し、その輻（ふく）射熱から身を保護するのに十分な広さを持つ場所で、身の周辺又は地域全体が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときに避難する場所をいう。
避難所予定施設	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設をいう。
補完避難所予定施設	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難を余儀なくされた者等を既に開設している避難所に収容しきれない場合等に、それを補完する避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設をいう。
福祉避難所予定施設	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、原則として福祉的支援の体制が確保できたときに福祉避難所として開設する予定の施設で、避難所等での生活が困難で福祉的支援が必要な要配慮者（高齢者及び障がい者）の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設をいう。
一時滞在所予定施設	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一時滞在所として開設する予定の施設で、鉄道等の運行の中止等により徒歩等で帰宅するために情報を収集する駅滞留者又は交通機関の不通等により交通機関情報を収集する帰宅困難者の生命及び身体の安全を一時的に保護する施設をいう。

3 災害対策等の関係機関の略称

略称	意味
[国]	内閣府、国土交通省、気象庁等
[県]	県、県警察、水道事業者等
[市]	市
[民]	市民等
[企]	企業等
[事]	電気事業者、ガス事業者、電話・通信事業者等
[福]	社会福祉施設等事業者
[社]	市社会福祉協議会
[危]	危機管理部
[消]	消防部
[避]	避難所管理部
[応]	応急復旧部
[物]	物資輸送部
[医]	医療介護部

備考 [危]・[消]・[避]・[応]・[物]・[医]の詳細は、地震災害対策計画第1章第1節2「(2) 市の体制」及び風水害等災害対策計画第1編第1章「2 市の体制」を参照